

## 宮城大学総合情報センター運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則(以下「学則」という。)第4条に規定する総合情報センター(以下「センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の教育及び研究活動並びに必要な図書、学術雑誌等(以下「学術資料」という。)及び情報処理関連環境を整備し、これらを効果的に運用及び提供することによって、本学の教育及び研究の推進に寄与するとともに、図書及び情報処理に関する研究開発を行なうことを目的とする。

(センターの施設構成)

第3条 センターは、次の施設により構成される。

- (1) 図書館
- (2) 情報管理施設及びその他情報処理設備

(組織)

第4条 センターに学則第8条第1項の規定により、総合情報センター長(以下「センター長」という。)を置く。

2 センターに副センター長を置く。

3 副センター長は、宮城大学図書情報委員会の指名に基づき、センター長が任命する。

4 副センター長は、次の業務を行なう。

- (1) センター長に事故ある場合、その職務の代理
- (2) センター長職務の補佐
- (3) その他センター長が必要とする事項

(業務)

第5条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 学術資料の収集、整理保存、提供
- (2) 教育及び研究に関連する情報の収集、蓄積、処理及び提供
- (3) 情報処理及び通信関連システムの整備、管理及び運営
- (4) 情報処理及び通信関連システムを活用した教育及び研究活動の支援並びに開発
- (5) 情報の安全管理及び知的所有権の保護に必要な業務及び教育
- (6) その他センター設置目的達成に必要な業務

2 前項の業務は、宮城大学図書情報委員会の協力を得て事務局図書情報班において処理する。

(センター長の職務等)

第6条 センター長は、学則第9条第5項の規定に基づき、センターに関する事項を処理する。

2 センター長は、宮城大学図書情報委員会の議を経て、その業務の一部を学内の適任者に委嘱することができる。

(宮城大学図書情報委員会との連携)

第7条 センターの運営に関する重要な事項については、宮城大学図書情報委員会の審議・決定に基づいて行なう。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。